

総務第19号

令和5年4月26日

久慈市議会議長 畑 中 勇 吉 様

久慈市長 遠 藤 讓 一

議案等の送付について

第33回久慈市議会臨時会議に提出する次の議案等を別添のとおり送付します。

記

議案第1号	令和5年度久慈市一般会計補正予算（第2号）	総務部
報告第1号	市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告 について	総務部
報告第2号	市道久慈夏井線中の橋橋梁補修工事の請負変更契約の締 結に関する専決処分の報告について	建設部

# 議案第1号

令和5年度

# 久慈市一般会計補正予算

(第2号)

令和5年度久慈市一般会計補正予算(第2号)

令和5年度久慈市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199,987千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,422,905千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年4月26日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14 国庫支出金		3,190,559	199,987	3,390,546
	1 国庫負担金	2,240,235	86	2,240,321
	2 国庫補助金	856,788	199,901	1,056,689
歳 入 合 計		20,222,918	199,987	20,422,905

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		6,470,307	197,151	6,667,458
	1 社会福祉費	3,136,729	150,811	3,287,540
	2 児童福祉費	2,656,680	46,340	2,703,020
4 衛生費		1,549,790	86	1,549,876
	1 保健衛生費	893,810	86	893,896
7 商工費		865,803	2,750	868,553
	1 商工費	865,803	2,750	868,553
歳 出 合 計		20,222,918	199,987	20,422,905

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症特別貸付補助金	令和6年度から 令和16年度まで	千円 12,900

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	3,190,559	199,987	3,390,546
歳入合計	20,222,918	199,987	20,422,905

一般会計補正予算説明書

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	6,470,307	197,151	6,667,458
4 衛生費	1,549,790	86	1,549,876
7 商工費	865,803	2,750	868,553
歳出合計	20,222,918	199,987	20,422,905

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
197,151			
86			
2,750			
199,987			

2 歳 入

14款 国庫支出金  
1項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 衛生費負担金	124,420	86	124,506
計	2,240,235	86	2,240,321

14款 国庫支出金  
2項 国庫補助金

1 総務費補助金	70,140	153,561	223,701
2 民生費補助金	126,184	46,340	172,524
計	856,788	199,901	1,056,689

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 保健衛生	86	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	86

2 地域活性化	153,561	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	153,561
2 児童福祉	46,340	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	46,340

### 3 歳 出

#### 3 款 民生費

##### 1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	千円 1,781,926	千円 150,811	千円 1,932,737	千円 150,811	千円	千円	千円
計	3,136,729	150,811	3,287,540	150,811			

節		区 分	金 額	説 明
区 分	金 額			
1 報酬	千円 2,387			住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付事業費 150,811
3 職員手当等	1,604			
4 共済費	569			
8 旅費	112			
10 需用費	201			
11 役務費	1,638			
12 委託料	3,300			
18 負担金、補助及び交付金	141,000			

#### 3 款 民生費

##### 2 項 児童福祉費

2 児童福祉運営費	2,114,433	46,340	2,160,773	46,340			
計	2,656,680	46,340	2,703,020	46,340			

1 報酬	75	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 46,340
3 職員手当等	3,060	
10 需用費	1,400	
11 役務費	137	
12 委託料	1,518	
18 負担金、補助及び交付金	40,150	

#### 4 款 衛生費

##### 1 項 保健衛生費

3 予防費	346,379	86	346,465	86			
計	893,810	86	893,896	86			

18 負担金、補助及び交付金	86	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金 86
----------------	----	----------------------------

#### 7 款 商工費

##### 1 項 商工費

2 商工業振興費	416,120	2,750	418,870	2,750			
計	865,803	2,750	868,553	2,750			

18 負担金、補助及び交付金	2,750	新型コロナウイルス感染症対策資金保証料等補助金 2,000 新型コロナウイルス感染症特別貸付補助金 750
----------------	-------	--

3 款 民生費 4 款 衛生費 7 款 商工費



補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(286) 356	323,930	1,390,305	824,741	2,538,976	715,634	3,254,610	
補正前	(284) 356	321,468	1,390,305	820,077	2,531,850	715,065	3,246,915	
比較	(2)	2,462		4,664	7,126	569	7,695	

備考 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたものを。

区分	扶養手当	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	住居手当	超過勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	39,522	23,549	1,083	468	20,472	117,028
補正前	39,522	23,549	1,083	468	20,472	113,109
比較						3,919

区分	特別調整額	管理職員特別勤務手当	寒冷地手当	期末・勤勉手当	単身赴任手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	29,237		21,320	571,570	492
補正前	29,237		21,320	570,825	492
比較				745	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(8) 334		1,236,959	717,891	1,954,850	607,751	2,562,601	
補正前	(8) 334		1,236,959	713,972	1,950,931	607,751	2,558,682	
比較	( )			3,919	3,919		3,919	

備考 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたものを。

区分	扶養手当	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	住居手当	超過勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	39,522	16,671	1,083	468	20,472	109,704
補正前	39,522	16,671	1,083	468	20,472	105,785
比較						3,919

区分	特別調整額	管理職員特別勤務手当	寒冷地手当	期末・勤勉手当	単身赴任手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	29,237		21,320	478,922	492
補正前	29,237		21,320	478,922	492
比較					

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(278) 22	323,930	153,346	106,850	584,126	107,883	692,009	
補正前	(276) 22	321,468	153,346	106,105	580,919	107,314	688,233	
比較	(2)	2,462		745	3,207	569	3,776	

備考 ( ) 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたものを。

区分	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	期末手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	6,878			7,324	92,648
補正前	6,878			7,324	91,903
比較					745

議案説明資料（第33回久慈市議会臨時会議）  
議案第1号

令和5年度久慈市一般会計補正予算（第2号）資料

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
		その他の増減分			
報酬	2,462	その他の増減分	2,462	○実績見込みによる増	
職員手当	4,664	その他の増減分	4,664	○実績見込みによる増	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
		その他の増減分			
職員手当	3,919	その他の増減分	3,919	○実績見込みによる増	

イ 会計年度任用職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
		その他の増減分			
報酬	2,462	その他の増減分	2,462	○実績見込みによる増	
職員手当	745	その他の増減分	745	○実績見込みによる増	

1 歳入歳出予算の補正

(単位：千円)

補正前の額	補正額	予算総額	備考
20,222,918	199,987	20,422,905	

主な事業

(単位：千円)

事業名	区分	予算書 頁数	事業内容	予算額 (補正額)	左の財源内訳				
					国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源

民生費

住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付事業費	P11		物価高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するため、非課税世帯1世帯当たり30千円の給付金を給付 【積算根拠】 給付金 4,700世帯×30千円＝141,000千円 人件費（会計年度任用職員等） 4,560千円 システム改修委託料 3,300千円 事務費 1,951千円	150,811	150,811					
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	P11		物価高騰の影響を受けている子育て世帯（低所得・ひとり親）を支援するため給付金を給付 【積算根拠】 ①低所得世帯 17,921千円 給付金 12,650千円（50千円×253人） 事務費 5,271千円 ②ひとり親世帯 28,419千円 給付金 27,500千円（50千円×550人） 事務費 919千円	46,340	46,340					

衛生費

新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金	P11		新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害が認定された方に対して、予防接種法に基づき医療費及び医療手当を給付 【積算根拠】 ・医療手当請求分 74,000円 ・予防接種医療費 11,400円	86	86					
----------------------	-----	--	---	----	----	--	--	--	--	--

商工費

新型コロナウイルス感染症対策資金保証料等補助金	P11		県「新型コロナウイルス感染症対策資金」融資を活用した市内事業者の利子・保証料相当額を補助 【積算根拠】 補助対象：利子 1%、保証料 全額 申請実績：263件	2,000	2,000					
新型コロナウイルス感染症特別貸付補助金	P11		国「新型コロナウイルス感染症特別貸付」融資を活用した市内事業者に対して利子相当額を補助 【積算根拠】 補助対象：利子 全額 申請実績：76件	750	750					

◎新規 ○拡充

2 債務負担行為の補正

新型コロナウイルス感染症特別貸付補助金（追加）

報告第1号

市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和5年4月26日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



専 決 処 分 書

地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

久慈市長 遠 藤 譲 一



市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

久慈市長

遠藤 謙一

## 久慈市条例第16号

### 市税条例の一部を改正する条例

市税条例（平成18年久慈市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第47条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第49条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第51条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第93条第1項及び第5項並びに第96条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

第138条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第156条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第156条の2中「第157条の2」を「第157条の2第1項」に改める。

第157条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15

条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{3}$ 」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第27項を削り、同条に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

附則第10条の3中第12項を第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3

月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第10条の5第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の6 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)

の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第71条の2の規定は適用しない。



3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1

日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第18条の4中「第156条第1項」を「第156条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第18条の5、第19条、第21条から第25条まで、第27条、第30条及び第31条中「第156条第1項の」を「第156条の」に改める。

附則第35条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 報告第1号参考資料

市税条例の一部を改正する条例に係る改正要旨

### 第1 個人市民税（令和5年4月1日施行）

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和9年度まで延長する。（附則第8条関係）

### 第2 固定資産税（令和5年4月1日施行）

大規模な修繕等が行われたマンションに対する課税標準の特例について規定する。（附則第10条の2、附則第10条の3関係）

### 第3 軽自動車税（令和5年4月1日施行）

グリーン化特例について、現行の軽課の特例期限を3年間（25%軽減の対象については2年間）延長する。（附則第16条、附則第16条の2関係）

### 第4 国民健康保険税（令和5年4月1日施行）

- 1 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げる。（第138条関係）
- 2 国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更。（第156条関係）
  - (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28万5,000円から29万円に引き上げる。
  - (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を52万円から53万5,000円に引き上げる。

### 第5 その他

その他所要の規定の整備を行う。

## 報告第2号

市道久慈夏井線中の橋橋梁補修工事の請負変更契約の締結に関する専決処  
分の報告について

令和4年12月16日に議会の議決を経た市道久慈夏井線中の橋橋梁補修工事の請負  
契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更したため、地方自治法（昭和22年法律  
第67号）第180条第1項の規定に基づき専決処分したから、同条第2項の規定により、  
報告する。

- 1 工事名 市道久慈夏井線中の橋橋梁補修工事
- 2 工事場所 久慈市中の橋地内
- 3 受注者 住所 久慈市新中の橋第4地割35番地の3  
氏名 宮城建設株式会社  
代表取締役社長 菅原博之

### 4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	327,800,000円	330,056,100円

令和5年4月26日提出

久慈市長 遠藤 譲一



専 決 処 分 書

令和4年12月16日に議会の議決を経た市道久慈夏井線中の橋橋梁補修工事の請負契約の締結に関し、その一部を変更したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

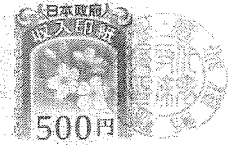
令和5年3月30日

久慈市長 遠 藤 讓 一



## 建設工事請負 変更 契約 書

- 1 工 事 名 市道久慈夏井線中の橋橋梁補修工事
- 2 工 事 場 所 久慈市中の橋地内
- 3 契約変更の内容
  - (1) 変更による設計内容等  
工事請負契約書別記第25条第6項に基づく賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
  - (2) 変更による工事完成期限  
令和5年10月16日
  - (3) 変更による請負代金の増減額  
増額 金2,256,100円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金205,100円)
  - (4) 追納保証金  
なし



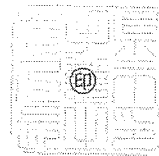
令和4年12月19日久慈市と宮城建設株式会社と締結した契約の一部につき上記のとおり変更契約を締結する。ただし、変更契約についても原契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月30日

発注者 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一



受注者 久慈市新中の橋第4地割35番地の3

宮城建設株式会社

代表取締役社長 菅原博之

